

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当たるとは
翌日)

目 次

◇ 条 例 鳥取県消防顕彰金条例の一部を改正する条例（消防防災課）

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（医務課）

鳥取県警察職員顕彰条例の一部を改正する条例（監察官室）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（防犯少年課）

公布された条例のあらまし

◇ 鳥取県消防顕彰金条例の一部を改正する条例

一 消防顕彰金の額を次のとおり引き上げることとした。（第三

条、第四条関係）

二 この条例は、公布の日から施行し、平成四年四月一日から適用することとした。

区 分	現 行	改 正 後
殉職者特別顕彰金	二千万円	二千五百万円
殉職者顕彰金	三百三十万円以上千七百円以下	四百十万円以上二千四百円以下
障害者顕彰金	百三十万円以上千三百七十五万円以下	百六十万円以上千七百二十万円以下

◇ 鳥取県警察職員顕彰条例の一部を改正する条例

一 顕彰金の額を次のとおり引き上げることとした。（別表関係）

区 分	顕 彰 金 の 額	
	現 行	改 正 後
死亡したとき。	一七、〇〇〇、〇〇〇円	二一、〇〇〇、〇〇〇円
第一級	一二、五〇〇、〇〇〇円	一五、六〇〇、〇〇〇円
第二級	一〇、三〇〇、〇〇〇円	一二、九〇〇、〇〇〇円
第三級	九、〇〇〇、〇〇〇円	一一、三〇〇、〇〇〇円
第四級	八、一〇〇、〇〇〇円	一〇、一〇〇、〇〇〇円

障害の状 態となっ たとき。	第五級	第六級	第七級	第八級	第九級	第一〇級	第一級	第二級	第三級	第四級	療養を要する期間が			
											三 月以上六 月未満	一 年以上三 月未満	未 満	四 日以上一 月未満
	六、九〇〇、〇〇〇円	六、〇〇〇、〇〇〇円	五、〇〇〇、〇〇〇円	四、二〇〇、〇〇〇円	三、六〇〇、〇〇〇円	三、一〇〇、〇〇〇円	二、六〇〇、〇〇〇円	二、二〇〇、〇〇〇円	一、九〇〇、〇〇〇円	一、七〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	八〇〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円
	八、六〇〇、〇〇〇円	七、五〇〇、〇〇〇円	六、三〇〇、〇〇〇円	五、三〇〇、〇〇〇円	四、五〇〇、〇〇〇円	三、九〇〇、〇〇〇円	三、三〇〇、〇〇〇円	二、八〇〇、〇〇〇円	二、四〇〇、〇〇〇円	二、一〇〇、〇〇〇円	一、三〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	六〇〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円

二 扶養親族（二人目から六人目まで）がある場合の加算額を次のとおり引き上げることとした。（別表関係）

区 分	加 算 額	
	現 行	改 正 後
死亡したとき。	一人につき 三〇〇、〇〇〇円	一人につき 三八〇、〇〇〇円
障害の状態となつたとき。	一人につき 二七〇、〇〇〇円	一人につき 三四〇、〇〇〇円

三 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成四年四月一日から適用することとした。

条 例

鳥取県消防顕彰金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成四年十月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十三号

鳥取県消防顕彰金条例の一部を改正する条例

鳥取県消防顕彰金条例（昭和四十四年三月鳥取県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「三百三十万円以上千七百万円以下」を「四百十万円以上二千百万円以下」に改め、同条第三項中「百三十万円以上千三百七十五万円以下」を「百六十万円以上千七百二十万円以下」に改める。
第四条第二項中「二十万円」を「二十五万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の鳥取県消防顕彰金条例の規定は、平成四年四月一日から適用する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成四年十月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十四号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和四十四年十月鳥取県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表看護職員修学資金の項免除の条件の欄第一号イの(1)中「第一条の二第一項」を「第一条の五第一項」に改め、同号イの(3)中「第一条の二第二項」を「第一条の五第二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県警察職員顕彰条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成四年十月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十五号

鳥取県警察職員顕彰条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員顕彰条例（昭和四十二年七月鳥取県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「一七、〇〇〇、〇〇〇円」を「二一、〇〇〇、〇〇〇円」に、「一一、五〇〇、〇〇〇円」を「一五、六〇〇、〇〇〇円」に、「一〇、三〇〇、〇〇〇円」を「一二、九〇〇、〇〇〇円」に、「九、〇〇〇、〇〇〇円」を「一一、三〇〇、〇〇〇円」に、「八、一〇〇、〇〇〇円」を「一〇、一〇〇、〇〇〇円」に、「六、九〇〇、〇〇〇円」を「八、六〇〇、〇〇〇円」に、「六、〇〇〇、〇〇〇円」を「七、五〇〇、〇〇〇円」に、「五、〇〇〇、〇〇〇円」を「六、三〇〇、〇〇〇円」に、「四、

二〇〇、〇〇〇円」を「五、三〇〇、〇〇〇円」に、「三、六〇〇、〇〇〇円」を「四、五〇〇、〇〇〇円」に、「三、一〇〇、〇〇〇円」を「三、九〇〇、〇〇〇円」に、「二、六〇〇、〇〇〇円」を「三、三〇〇、〇〇〇円」に、「二、二〇〇、〇〇〇円」を「二、八〇〇、〇〇〇円」に、「一、九〇〇、〇〇〇円」を「二、四〇〇、〇〇〇円」に、「一、七〇〇、〇〇〇円」を「二、一〇〇、〇〇〇円」に、「一、〇〇〇、〇〇〇円」を「一、三〇〇、〇〇〇円」に、「八〇〇、〇〇〇円」を「一、〇〇〇、〇〇〇円」に、「五〇〇、〇〇〇円」を「六〇〇、〇〇〇円」に、「三〇〇、〇〇〇円」を「四〇〇、〇〇〇円」に改め、同表の備考2中「三十万円」を「三十八万円」に、「二十七万円」を「三十四万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の鳥取県警察職員顕彰条例の規定は、平成四年四月一日から適用する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成四年十月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年十二月鳥取県条例第三十号）の一部を次のように改正する。
 第八条第一号中「第一条の二第一項」を「第一条の五第一項」に改める。
 別表第一の備考四中「第一条の二第一項」を「第一条の五第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】